

# 知的財産立国を支える「知財人材」

## 巻頭言

特許庁技術懇話会 常任委員 米山 毅



新年明けましておめでとうございます。今年が特許懇話会の皆様にとってすばらしい年になりますように心よりお祈りいたします。

特許懇話会が設立したのは昭和9年のことですので、今年ちょうど特許懇話会設立70周年にあたります。この70周年という節目の年は、特許懇話会にとって「変化の年」と言えるかもしれません。昨年は、3月には知的財産基本法の施行、知的財産戦略本部の設置、7月には知的財産推進計画の策定、特許戦略計画の策定等、知的財産を巡る議論が活発に行われてきました。そして、いよいよ今年からは、「知的財産立国」へ向けての具体的な施策が動き始めることになります。例えば特許庁に課せられた最大の課題である急増する滞貨を処理するために、「任期付審査官」の採用が始まります。知的財産推進計画や特許戦略計画を実施するためには、もちろん制度面の整備が必要ですが、最も求められているものは、その制度の運用に携わる「知財人材」ではないでしょうか。

言うまでもなく、特許庁審査官は代表的な知財人材です。その役割は、迅速かつ的確に安定性した強い権利を設定することです。これを実現するためには、技術・法律の専門知識、先行技術調査能力、権利範囲の把握能力、論理的思考能力、文章力、コミュニケーション能力等々、実に多くの能力が求められます。たとえ優れた技術面の専門知識を有する人材であっても、その人が審査官としての実力を発揮するようになるまでには、さまざまな能力を習得する必要があります。そのため審査官を育成するためには、十分な研修体制を整えた上で、適切な指導者が丹精を尽くして指導にあたる必要があります。審査官を例にとっても分かるように、知的人材の育成には手間ひまがかかるため、十分な実力を備えた知的人材を確保することは、しばしば困難な場合があります。

さて、知的財産立国を支えるためには、審査官の他にどのような人材が求められているのでしょうか。産業界においては、特に知的財産戦略を企画・運営する人材、知的財産権の価値評価を行う人材が求められています。生み出された優れた発明を強い権利として生かすためには、弁理士が重要な役割を果たしています。大学においては知的財産権制度を教える教員が不足していると指摘されています。ま

た、裁判所において知的財産権関連の事件を扱うためには、知的財産権に精通した裁判官や調査官

が求められます。税関においては、知的財産権不法使用商品を判定する人材が求められます。そして、これらの知的財産立国を支える知財人材に求められる能力は、多種多様であり、また、知財環境に応じて変化するものではありませんが、審査官に求められている能力と共通する部分が多いように感じられます。

ところで、本号では特許庁の施策とそれに伴う知財環境の変化について紹介しています。この知財環境が変化する中で、会員のニーズに応えるためには特許懇話会にも変化が求められます。昨年7月に開催された特許懇話会談会では、関係各位のご協力のもと展示ブースを設置して、審査官の業務内容について紹介することができました。そして、現在特許懇話会常任委員会・特別委員会におきまして、従前の特許懇話会談会に代えて、今秋に「特許懇話会70周年記念シンポジウム」を開催することを検討しています。特許懇話会の活動目的は、「会員相互の親睦と研鑽並びに地位の向上をはかり、あわせて特許行政に寄与し科学技術の振興を図ること」にあります。特に、研鑽並びに地位の向上をはかるためには、シンポジウム形式が有効です。シンポジウムを通して会員の見識、会員相互又は会員と外部の有識者との議論・検討の成果を発表する場を提供することができますし、また、知的財産立国を目指すために望ましい知的財産権行政のあり方について有識者を交えてディスカッションする場を提供することもできます。このシンポジウムにおいて「知財人材」についても各界の有識者を交えて議論する機会を持つことを期待しています。

末筆になりましたが、特許懇話会シンポジウムに関するご意見、ご要望、委員へのご応募等ございましたら、特許懇話会常任委員会、または、特許懇話会シンポジウム検討委員会までお寄せくださいますよう、この場を借りてお願いいたします。会員の皆様からの声を生かしてより良い特許懇話会、より良いシンポジウムのあり方を議論していきたいと考えております。会員の皆様のご理解とご協力、暖かいご支援をいただければ幸いです。